

# ロシアにおける知的財産関連リスク ならびにその対策

2024年3月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

モスクワ事務所

ビジネス展開課

## 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）モスクワ事務所が現地法律事務所 Melling Voitishkin & Partners に作成委託し、2023年12月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Melling Voitishkin & Partners は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Melling Voitishkin & Partners が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

最後に、本報告書ではロシア拠点の活動は停止したものの将来的なビジネスの再開が念頭にあるケースについて、知的財産保護の観点から、直面し得るリスクや問題点を紹介し、それらに対する導入的な対策手法を取り上げています。ロシアのみならず、既に海外に進出している日系企業が今後、何らかの理由で同地での活動の一時停止（会社の休眠化）をせざるを得なくなった場合に、知財関連で発生し得るリスクや有効性を持ちうる対策に関する情報の一つとして、本報告書が皆様のお役に立てれば幸いです。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外ビジネスサポートセンター ビジネス展開課

E-mail：[SCC@jetro.go.jp](mailto:SCC@jetro.go.jp)

ジェトロ・モスクワ事務所

E-mail：[rsm-doc@jetro.go.jp](mailto:rsm-doc@jetro.go.jp)

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

## 目次

1. 序論.....	1
2. 各状況におけるリスクならびに取り得る対策、ケーススタディ（商標関連）.....	2
3. 各状況におけるリスクならびに取り得る対策、ケーススタディ（並行輸入、不正輸入関連）.....	8

## ロシアにおける知的財産関連リスクならびにその対策

### 1. 序論

外国企業によるロシアでのビジネス運営は、一連の法的、実務的リスクを伴う恐れがある。外国投資家はロシアでの事業の継続、体制や取引の縮小、事業の終了、または会社の売却といった決定を余儀なくされている。この際、欧米などからの経済制裁に対するロシア側の報復的制限措置（対抗制裁）も考慮していく必要が生じている。これは、ロシアでのプレゼンスを維持する日本企業についても十分に言えることである。

法令が絶えず更新され、新たな要件が採用されているため、法的制限措置に違反してしまうリスクが高まっている。具体的なリスクの内容は、企業が選択する戦略によって異なるものとなる。

本報告では、ロシアでのビジネスに対する日本企業の二つの基本的な戦略、状況に焦点を絞り、それぞれ検討していくこととする。

**状況 A：**企業はロシアでの活動を停止（休眠化）。しかし、ロシア市場に残り続けるようとする意志あり。

**状況 B：**企業は既に撤退を決定。ビジネス環境が整った段階でロシア市場への再参入を狙う可能性もあるが、現時点では、ロシア市場に戻ってくる明確な意思はない。

## 2. 各状況におけるリスクならびに取り得る対策、ケーススタディ（商標関連）

### 2-1. 状況 A

（企業はロシアでの活動を停止（休眠化）。しかし、ロシア市場に残り続けようとする意志あり。）

#### 2-1-1. 想定されるリスク

外国企業がロシアでの事業を停止した場合、ロシアでの商品の販売や広告が止まる可能性が高く、その結果、ロシアでの商標の使用も停止される。この際、ロシアでの自社事業を停止した商標権者にとっては以下のリスクの発生が予想される。

##### 1) ロシアへの並行輸入が許可される対象商品リストに加えられるリスク

2023年7月21日付産業商務省規定第2701号に基づく（実務上、本リスクはロシアでの事業停止に関する声明がロシアのメディアで報じられた直後から発生する）。

##### 2) 「ロシア国内で使用されていないこと」を理由として、商標に対する法的保護が期限を迎える前に終了するリスク

本リスクはロシア国内で商標が最後に使用された時点から3年経過した後に生じる。

##### 3) 著名な商標を模倣した商標が登録されるリスク

過去の状況から、こうした商標が出願されるリスクは、著名な商標の権利者の事業停止が公に報じられた直後から発生する。通常、それらの登録は極めて速やかに行われる。早ければ、出願提出日より2カ月以内に登録が完了してしまう場合がある。

#### 2-1-2. 上記リスクへの対処方法、取り得る行動

- 1) 自社の商品が、ロシアへの並行輸入が許可される対象リストに加えられている外国企業が、ロシアへの商品供給を再開した場合、それを証明する書類

(例：供給契約書、供給業者によるインボイス、ロシア側輸入業者の輸入申告書、インボイスに対する支払い証明書)を添付し産業商務省へ並行輸入措置の停止を申請する。こうした書簡は同省へ直接送付しても、関連する非営利組織を介して送付してもよい。ほかに、在ロシア欧州ビジネス協会(AEB)は加盟企業に代わって産業商務省への照会を行うこともある。

「ロシアへの商品供給を再開した」以外の場合、例えば、商品の輸入制限や政府からの要請等、商標権者の制御を超える事情によりロシアでの活動を一時的に停止し、商品供給を止めている場合で、(並行輸入許可リストからの除外を求めて)産業商務省に申し出をしても、良い結果は見込めない。ロシアへの商品供給が再開されない場合、並行輸入許可リストから当該の商標を除外することはほぼ不可能とみられる。

- 2) 商標登録済みのあらゆる商品・サービス、あるいはその一部の商標が3年にわたり使用されない場合、商標の法的保護が、期限を迎える前に終了する可能性がある(ロシア連邦民法第1486条「商標不使用の結果」)。「商標の使用」とは、権利者またはライセンス契約に基づいて当該の権利を付与された者、もしくは商標権者の監督のもとに商標を使用する者による商標の使用をいう。

利害関係者、例えば類似の製品を供給するロシアのメーカー、中国製品のサプライヤーは、使用されていない商標の権利者を相手取り、当該商標の法的保護を早期に終了するよう求める訴訟を提起することができる。この際、対象となる商標は商品／サービスのすべてである場合も一部のみの場合もある。利害関係者は提訴する前の段階で、権利者が知的財産を管轄するロシア連邦知的財産局(ロスパテント)に対し当該商標に対する権利を放棄することを(権利者自らが)申し出るよう権利者に提案する書簡を送らなければならない。あるいは、自らが関心を寄せる商品／サービスについて、権利者が、自分たちとの間で当該商標に対する排他的権利の譲渡契約を締結するよう権利者に提案する書簡を送付しなければならない。当該の提案を送付してから2カ月以内に権利者が商標権の放棄を申し出ず、また、商標に対する排他的権利の

譲渡契約を自分たちとの間で締結しない場合、利害関係者は商標の不使用の結果としての、当該商標に対する法的保護の早期終了を求める訴訟を裁判所に提起する権利を得る。

商標の継続的使用に関する立証責任は商標権者が負う。権利者／被告は裁判所に対し、商標を付した商品／サービスが、権利者本人またはそのライセンサー、またはそのディストリビューター、もしくは権利者から全権を付与されたその他の者の手によってロシア国内の商取引に実際に導入されたことを証明しなければならない。訴訟手続きにおける関連証拠には、外国の製造業者からロシア国内の最終消費者に至るまでの商品のサプライチェーンを示す書類、例えば、権利者と製造業者の契約（両者が別々の者である場合）、製造業者とディストリビューターとの契約、ディストリビューターとロシア国内の買い手との契約のほか、買い手の輸入通関申告書、申告書に基づくインボイスと買い手による支払い証明書、小売販売したことを証明する最終消費者向けのレシートがある。

原告は係争対象の商標の法的保護の終了に自らの利害が関与していることを証明する必要がある。2019年4月23日付ロシア連邦最高裁判所総会決議第10号「ロシア連邦民法第4部の適用について」第165項では、ある者が、商標の不使用の結果としての第三者の商標の法的保護の早期終了に利害関係を有することを認めるためには、その者の利益が、係争商標と同一であるかまたはそれと混同するほど似通ったマークを当該の者がその後使用する点にあるということ、係争にまつわる状況の全体像をもって証明する必要があると説明されている。

3年にわたり商標を使用しなかった結果、商標を失うリスクを排除するためには、ロスパテントに対し、「新たな」商標を登録することが推奨される。新たな商標は、その図的部分と意味的部分、また商品・サービスの国際分類表において、「古い」商標と異なっていなければならない。商標をこのように「再登録」すれば、権利者は新たに3年間、不使用を主張する訴訟から商標

を保護することが可能となる。例えば、もし裁判所が「古い」商標に関する利害関係者の訴えを認めた場合でも、権利者の手元には「新たな」商標と本質的には同じ商標が残ることとなり、国家登録日より 3 年間は同種の訴訟から保護されることになる。また、権利者は商標に対する排他的権利をロシア国内で保持し、第三者による使用から商標を守る可能性を維持する（例えば裁判で）。

- 3) 著名なブランドの場合、類似したマークの使用から生じるメリットの享受を望む第三者の手によってブランドが「コピー」されることがしばしばある。これは特に、当該の著名ブランドが市場から撤退する際に生じる現象である。不誠実な者は、自社のマークを商標登録が可能なものとし、かつ著名ブランドを想起させるものとするよう、さまざまな策略を弄するものである。

そこで、商標を模倣したマークの新たな出願を監視することが推奨される。ロスパテントによる商標出願の審査の段階では、同局に対し、出願されたマークに対する法的保護の供与に「非公式的に」異議を申し立てることができる。商標出願の審査にあたる同局の専門家はしばしば、著名な商標の権利者の論拠を考慮する場合がある。専門家らは、ロシアの消費者間における当該商標の知名度などを把握していない場合がある。また、不誠実な申請者がかつて、当該商標の外国権利者のディストリビューターの立場にあったといったような情報も、専門家が把握できない場合がある。出願担当の専門家に対し申請者の不誠実な行動に関する情報を適時に提供すれば、類似の商標がロシアで登録されることを回避できる可能性がある。この種の商標が一度登録された場合、使用開始後の異議申し立ては困難になる。

極めて類似した商標が登録された場合には、商標権者はロスパテントの特許紛争審査室に対し、その登録に対する異議申し立てを行うことが可能である。

### 2-1-3. ケーススタディ

- 1) 日本のある自動車部品メーカーのブランドは、2022 年末に並行輸入が許可されるリストに加えられた。同メーカーでは、商標権者公認の輸入業者による日本からロシアへの商品供給が継続されていることを証明する産業商務省宛での書類を提出。これを受け産業商務省は 2023 年初め、並行輸入許可リストから当該ブランドを削除した。
- 2) 2022 年、ロシアの大手農業持ち株会社に対し、商標の不使用を理由として、競合企業から商標の法的保護の早期終了を求める訴訟が提起された。これまで多額の資金を投じてプロモーションを行ってきた著名ブランドが標的となった。同社が任命した法律会社は、法廷で知的財産権に係る同持ち株会社の利益を代弁、紛争の大半をサポートし、商標の使用を示す証拠の収集作業を行った。また、相手方（原告側）には本件で何の利害関係もないことを立証し、相手方による権利の濫用を示す法的見解もまとめ上げた。このプロジェクトを進める中で、競合企業の要求はあらゆる審級で却下された。

同じく 2022 年にロシアの大手小売業者が、イタリアのワインメーカーの商標に対する法的保護の早期終了を求めて提訴した。伊メーカー側はロシア国内で自社の商標を使用している証拠を提示できなかった。知的財産権裁判所は、「（当該商標に対する）権利を維持することのみを目的として当該商標を象徴的に使用する場合、つまり市場における当該商品のシェアの維持や拡大を目的とした真に商業的といえる活動があったことを立証できない場合は、当該商標の使用を認識する根拠とはなりえない」と指摘した（事案第 IP-958/2020 号）。この結果、小売業者側は自社店舗において、当該商標と混同するほど似通った商標が付されているほかのイタリアメーカーのワインを自由に販売する機会を手にすることとなった。

- 3) 2022 年、スイスの医薬品メーカーが訴えを起こしたケースでは、同社が商標として既に登録していた著明な医薬品の名称と混同するほど似通った商標を登録したロシア企業を相手取ったものだった。裁判の過程で交渉した結果、相手方は、その商標の登録を自主的に取り消した。

2023年、ドイツの医薬品メーカーが商標の模倣に関して訴えを起こした。真正品と混同して認知させるような商標は、同社のかつてのディストリビューターが登録したもので、その登録目的は、このドイツメーカーの商標に類した商標を使用して自社製品への注目を集めるためであった。当該ドイツメーカーは法律事務所と共にロスパテントの特許紛争審査室に対して当該商標の登録に関して異議申し立てを行った結果、登録の取り消しを勝ち取った。そしてその後、類似するマークを違法に使用したとして、係争対象であるマークの使用の禁止と、賠償金（500万ルーブル（約800万円）、※1ルーブル＝約1.6円）の支払いを求める民事訴訟を提起した。裁判所はこの訴えを全面的に認め、その結果、ドイツメーカーのかつてのディストリビューターは、消費者に同メーカーの商品を想起させる商品をロシア国内で一般販売することができなくなっている。

## 2-2. 状況 B

（企業は既に撤退を決定。ビジネス環境が整った段階でロシア市場への再参入を狙う可能性もあるが、現時点では、ロシア市場に戻ってくる明確な意思はない。）

状況 A の場合に示したリスクが、状況 B にも当てはまる。

### 3. 各状況におけるリスクならびに取り得る対策、ケーススタディ（並行輸入、不正輸入関連）

#### 3-1. 状況 A

（企業はロシアでの活動を停止（休眠化）。しかし、ロシア市場に残り続けようとする意志あり。）

##### 3-1-1. 想定されるリスク

- 1) 外国企業がロシアへの商品供給を停止した結果として、産業商務省の並行輸入許可リストに商標が加えられた場合、権利者は事実上、無許可の並行輸入に対し、法的保護を受ける自らの権利を喪失する。これによりロシアへの並行輸入の規模が増大する。
- 2) 産業商務省による並行輸入許可リストに自社の商標が加えられた場合、ロシア国内市場における模倣品の流通が促進される恐れがある。税関当局は、同リストに商標が記載されているかどうかにかかわらず、ロシアへの模倣品の輸入を阻止する義務を負っている。しかし、税関が模倣品を、当該リストに含まれている真正品であるとの認識から、誤って通関させてしまう可能性を否定することはできない。当該リストに掲載されている場合、税関は、商品の通関申告があったことを商標権者に通知する義務を負っていないことから、権利者は商品を検査する機会を手にできない。権利者は、模倣品がロシア領内での一般流通網に乗ったことを知ることができない。

##### 3-1-2. 上記リスクへの対処方法、取り得る行動

- 1) 商標が同リストに加えられていない場合には、権利者は並行輸入を行う業者を提訴すること、ならびに当該商品の輸入を法的に差し止めること、および商標の違法な使用に対する賠償を受けることが可能である。外国権利者が並行輸入に対抗し、自らの利益を法廷で守ることに成功したケースもある。

- 2) 産業商務省の並行輸入許可リストに加えられている商標の権利者と税関とのかかわり方が上記のとおり変更されたことを踏まえ、ロシア国内市場における商品の検査を行うこと、例えば自動車市場であればパーツのテスト購入を行うことが推奨される。模倣品が販売されていることが判明した場合には、模倣品の売主を相手取り、警察に行政事件（または刑事事件）として提訴することが可能である。商標権者はまた、裁判所に申し出て、模倣品の売主の民事責任を問うこともできる。

### 3-1-3. ケーススタディ

- 1) 2023年、自動車部品メーカーが、同メーカーの同意がない場合には輸入を差し止めるよう裁判所に訴えた。並行輸入業者は産業商務省による並行輸入許可リストを引き合いに出した。当該メーカーのブランドは、2023年に同リスト入りしていた。しかし裁判所は、当該の商品が、まだリスト入りしていない2022年末に輸入されたものであると判断。つまり、その時点では真正品の輸入に際してメーカー側の許可が必要だったことになる。裁判所は自動車部品メーカーの要求を全面的に認めた（事案第 A51-51476/2022 号）。

2022年、製造元であるイスラエル企業の許可のないままロシアに輸入された医療機器の受入れを病院が拒否した。並行輸入業者は、並行輸入許可リストの「旧」版を引き合いに出し、輸入の合法性を主張した。裁判所は病院側を支持。商品輸入の合法性は、産業商務省のリストの適正な改定版に従い、ケースバイケースで判断する必要があると説明した（事案第 A45-30333/2022 号）。

- 2) 税関が模倣品を見逃してしまった場合でも、既にロシア国内市場にある当該商品を一般流通網から排除できる可能性がある。米国のアニメスタジオが、ロシアのある地域で同スタジオの著作権対象物であるアニメキャラクターの模倣品が広く出回っていることを突き止めた。同スタジオからの申し出に基づき、警察は行政事件として提起。警察は複数の商品市場を搜索し、模倣品を押収した。判決に基づき、この模倣品は破棄され、売主に対しては過料が科された。模倣品販売業者に対して著作権対象物や商標の違法な使用について警察が事件として取り上げることは、ほかの業者に対して模倣品の販売へ

の関心を失わせることにつながる（事案第 A 32-21312/2016 号、第 A32-19861/2016 号、第 A32-21310/2016 号）。

ある帽子ブランドの商標権者が、ロシア国内市場で模倣品が販売されている事実を踏まえたうえで、裁判所に提訴した。被告側は当該の商標が、並行輸入許可リストに加えられていることを引き合いに出した。事件の審理を進める中で、裁判所は、並行輸入のルールを規定する法規文書が模倣品の販売事例には適用されないことを明らかにした。裁判所はまた、「ロシア連邦の現行の法令は、権利者の帰属国を問わず、あらゆる権利者に対して知的財産の法的保護を定め、これを保証するものである」と指摘した（事案第 A45-4699/2023 号）。

### 3-2. 状況 B

（企業は既に撤退を決定。ビジネス環境が整った段階でロシア市場への再参入を狙う可能性もあるが、現時点では、ロシア市場に戻ってくる明確な意思はない。）

状況 A の場合に示したリスクが、状況 B にも当てはまる。